

一般社団法人 ウェルネスライフ協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人 ウェルネスライフ協会(以下「WLA」)と、一般社団法人 ウェルネスライフ協会会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。ウェルネスライフ協会事務局(以下「事務局」)では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第 1 章 総則

第 1 条 (会員規約の適用)

WLA は、会員との間に本規約を定め、これにより WLA の運営を行います。また、WLA が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第 2 条 (会員規約の変更)

WLA は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決による承認を経て、本規約を変更することがあります。

第 3 条 (用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、WLA 会員の総称です。
- 2) 書面とは、WLA が指定した書式による文書または任意の書式による文書をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による事務局への通知、連絡も書面と認められます。
- 3) 正会員とは、WLA の目的及び趣旨などに賛同し、別に定められた入会金・年会費を支払い、WLA に認められた会員をいいます。
- 4) 準会員とは、WLA の目的及び趣旨に賛同し、WLA 主催もしくは WLA が指定する検定及び講座に合格した会員をいいます。

第 2 章 入会申込等

第 4 条 (入会申込)

WLA への入会の申込をする方は、WLA が別に定める入会金、年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、事務局に提出することとします。

第 5 条 (入会申込の拒絶等)

WLA は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、WLA が入会を適当でないと判断した場合

第 6 条 (会員資格有効期間)

会員資格有効期間の起算日は、WLA が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とします。

第 7 条 (入会金・年会費・会員の権利)

WLA の入会金、年会費と会員の権利は、「個人会員」・「法人会員」いずれかの各項に定めます。

【個人会員の場合】

- 1) 個人会員の入会金は 11,000 円 (税込)、年会費は 13,200 円 (税込) とします。会員資格有効期間が 1 年未満の場合は、起算月から有効期限(翌 3 月末)までの月数に応じた年会費(年会費(13,200 円(税込))÷12(カ月)×月数)とします。 ※初年度の入会金及び年会費はお振り込みいただき、(※振込手数料はご負担となります。) 翌年以降は自動更新となり、WLA の料金収納システムを介して毎年 1 月 27 日(土日を挟む場合は翌営業日)にご指定の金融機関より年会費の振替を行います。
- 2) 個人会員は、WLA の予防リテラシー普及活動に積極的に参加しなければなりません。
- 3) 個人会員は、WLA の活動、事業に参加することができ、以下に掲げる項目の特典を受けることができます。
 - ・ WLA 主催及び WLA 指定セミナー、イベントなどへの会員価格での参加
 - ・ WLA の予防リテラシー普及活動への会員価格での参加
 - ・ WLA 講座認定講師として活動することができる (別途条件あり)

【法人会員・賛助会員の場合】

- 1) 法人会員の入会金は 33,000 円(税込)、年会費は 26,400 円(税込)とします。 会員資格有効期間が 1 年未満の場合は、起算月から有効期限(翌 3 月末)までの月数に応じた年会費(年会費(26,400 円(税込))÷12(カ月)×月数)とします。 ※初年度の入会金及び年会費はお振り込みいただき、(※振込手数料はご負担となります。) 翌年以降は自動更新となり、WLA の料金収納システムを介して毎年 1 月 27 日(土日を挟む場合は翌営業日)にご指定の金融機関より年会費の振替を行います。
- 2) 法人を介する従業員スタッフの場合、メンバー登録を行うことにより、従業員スタッフの入会金及び年会費は発生しないものとする。 ※メンバー登録の規定人数は無制限とする。
- 3) 法人会員は、WLA の予防リテラシー普及活動に積極的に参加しなければなりません。
- 4) 法人会員は、WLA の活動、事業に参加することができ、以下に掲げる項目の特典を受けることができます。
 - ・ WLA 主催及び WLA 指定セミナー、イベントなどへの会員価格での参加
 - ・ WLA の予防リテラシー普及活動への会員価格での参加
 - ・ WLA 講座認定講師として活動することができる (別途条件あり)

第 3 章 入会申込記載事項の変更等

第 8 条 (会員の氏名及び名称等の変更)

会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を事務局に通知する必要があります。

- 1) 前項の規定による変更通知の不在によって、WLA からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、WLA はその責を負わないものとします。

第 4 章 会員資格の喪失

第 9 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人の死亡、又は正会員である団体が消滅したとき
- 3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- 4) 会員資格を解除されたとき

第 10 条 (退会)

退会しようとする場合は、退会届を WLA 理事長に届け出て退会することができます。

第 11 条 (会員資格の停止・解除)

WLA は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、WLA 理事会の議決をもって当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- 1) 会費が支払われないとき
- 2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 3) WLA、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- 4) WLA、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 6) WLA の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- 7) 本規約に違反した場合
- 8) その他、WLA が会員として不相当と判断した場合

第 12 条 (抛出金品の不返還)

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第 13 条 (措置)

会員資格有効期限が過ぎ、WLA からの通知後も WLA が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、WLA に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第 6 章 商号及び商標等の利用

第 14 条 (号及び商標等の利用)

WLA が定めた商号及び商標等を個人的に利用する場合は理事会の承認を得る必要があります。

第 7 章 禁止行為

第 15 条 (禁止行為)

会員は無断で WLA の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

1) その他、定款に定められた目的を理解し、WLA の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第 16 条 (規定の効力の及ぶ範囲)

退会もしくは会員資格が停止または解除された場合でも前条の規定は継続されます。

第 8 章 情報管理

第 17 条 (個人情報の保護)

会員の個人情報(住所、氏名、写真、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いに十分に注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡や売却したり、その内容の一部または全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

第 18 条 (知的財産の保護)

WLA が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり公表をしてはいけません。

第 19 条 (規定の効力の及ぶ範囲)

退会もしくは会員資格が停止、解除された場合も、第 16 条、第 17 条の規定は継続されます。

第 9 章 損害賠償

第 20 条 (損害賠償)

会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反した場合またはそれに類する行為によって WLA が損害を受けた場合、当該会員は WLA が受けた損害を WLA に賠償することとします。

第 21 条 (規定の効力の及ぶ範囲)

退会もしくは会員資格が停止または解除された場合でも前条の規定は継続されます。

第 10 章 その他

第 22 条 (規定の追加)

本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、理事会の議決を経て順次定めるものとします。

附則 本規約は 2022 年 4 月 1 日より実施します。